

平成30年度財政援助団体等監査報告書
(社会福祉法人水戸市社会福祉協議会)

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会
- (2) 所管課 保健福祉部福祉総務課，障害福祉課，高齢福祉課

3 監査の範囲

- (1) 平成29年度に市が交付した運営補助金（62,787,200円）に係る出納その他の事務
- (2) 平成29年度に執行された下記の公の施設の管理に係る出納その他の事務

施設名	平成29年度指定管理料
福祉ボランティア会館	47,110,000円
身体障害者生活支援施設いこい	304,811,000円
開江老人ホーム	201,131,000円

4 監査の着眼点

- (1) 対象団体
 - ア 補助金に係る会計経理は適切か。
 - イ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
 - ウ 公の施設の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - エ 公の施設の管理に係る会計経理は適切か。
- (2) 所管課
 - ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
 - イ 補助金の交付手続等は適切か。
 - ウ 協定書には，必要事項が適正に記載されているか。
 - エ 団体に対して公の施設の管理業務に関し適時かつ適切に報告を求め，調査し，又は指示を行っているか。

5 監査の方法

監査に当たっては，対象団体及び所管課から提出された資料に基づき，試査により関係書類の監査を行った。委員監査においては，対象団体及び所管課から提出資料に基づき説明を受け，質疑を行った。

6 監査の実施期日

(1) 書類監査

平成30年 6 月 4 日から平成30年 6 月22日まで

(2) 委員監査

平成30年 6 月25日

第2 監査の結果及び意見

1 監査の結果

(1) 団体の経理規程及び事務決裁規程によると、予算の執行上必要があると認めた場合には、常務理事又は事務局長の承認を得て、勘定科目相互間において予算を流用することができる」とされているが、承認を得ていなかった。

(2) 団体の経理規程によると、契約予定価格が1,000万円以下の随意契約をするときは、金額により3社以上又は2社の業者から見積を徴し適正な価格を判断しなければならないとされているが、物品の買入れ等において、複数の業者から見積を徴していないものがあった。

(3) 団体の経理規程によると、契約書の作成を省略することができる契約金額が100万円を超えない契約をする場合においても、特に軽微な契約を除き、請書等を徴するものとされているが、徴していないものがあった。

(4) 時間外勤務手当について、勤務時間数の計上誤り及び支給割合の適用誤りにより支給額が誤っているものがあった。

(5) 監査対象施設の管理運営に関する基本協定書によると、管理業務の一部を他に委託する場合は、あらかじめ書面により市の承諾を得ることとされているが、承諾書の交付を受けていなかった。

(6) 身体障害者生活支援施設の管理運営に関する基本協定書によると、指定期間中に管理経費により購入した物品は水戸市の所有に属するものとされているが、市に報告していないものがあった。

(水戸市社会福祉協議会)

2 意見

(1) 適正な事務処理の徹底と内部統制の強化について

会計経理事務や施設の管理業務において、監査の結果に記載したとおり、経理規程や協定書に基づいた事務処理を行っていないものが見受けられた。合併による組織や財政規模の拡大が、情報の共有化や業務の適正性に影響を及ぼすことがないよう、経理規程等の遵守について周知徹底を行うとともに、内部牽制体制や監査機能の充実を図るなど、内部統制の強化に取り組まれない。（水戸市社会福祉協議会）

(2) 指定管理料の算定について

指定期間（平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間）における指定管理料（施設の管理業務に要する費用）は、事業年度ごとに予算の範囲内において市と対象団体との協議により決定しているが、平成29年度の施設管理経費の収支状況を見ると、身体障害者生活支援施設及び開江老人ホームにおいて、2千万円を超える余剰金（収支差額）が生じていた。

指定管理料については、当年度の収支見込みや余剰金の見込み等を勘案して次年度の予算額を決定しているが、今後においては、毎年度、予算額と決算額の差異等の原因を分析し、指定管理料の積算は適切であったか、余剰金は対象団体の経営努力によるものかどうかについて検証し、必要に応じて指定管理料の減額や精算を行うことについても検討されたい。（保健福祉部障害福祉課，高齢福祉課）

(3) 合併効果等の検証について

水戸市社会福祉協議会は、市民福祉サービスの向上と、経営基盤の強化及び運営の効率化を図ることを目的として、平成28年4月に水戸市社会福祉事業団と合併したものである。合併から3年が経過したことから、これまでの事業実績等に基づき、その効果や課題について十分検証し、合併の効果が最大限に発揮できるよう、事業の見直しや充実等を図ることにより、さらなる市民福祉サービスの向上に努められたい。

また、所管課においては、合併効果等の検証結果の報告を求めるとともに、団体の経営状況や業務の運営状況を常に把握することにより、合併の効果が最大限に発揮できるよう適切な指導監督に努められたい。

（水戸市社会福祉協議会，保健福祉部福祉総務課）